

「胡乱」研究の注意点

鈴木 開 (東京大学)

はじめに

「胡乱」とは、清の太宗ホンタイジによる二度にわたる朝鮮半島侵略に対する朝鮮側の呼称であり、1627年の丁卯の乱、1636～7年の丙子の乱を指す。この「胡乱」に対する研究は長年にわたって行われてきたが、例えば「倭乱」研究などと比較すれば、圧倒的に立ち遅れている。

その原因は様々に考えられるが、ここでは関連資料が韓国のみならず中国、台湾、日本などに所蔵されているという点、またその資料が漢文、満洲語、モンゴル語など複数言語によって記されていることの二点を指摘したい。そのため、「韓国史」あるいは「韓国」資料からのみの接近では深みある歴史的理解をえることができないのである。

こうして「胡乱」研究は長く停滞し、「胡乱」そのものに対する関心も低調であったが、韓明基氏が『丁卯・丙子胡乱と東アジア』(2009)、『歴史評説 丙子胡乱』(2013)をはじめとする著作を発表し、新たな関心呼び起こしているように思われる。韓氏の研究の意義は高く評価されなければならないが、その一方で、韓氏の研究には従来の研究を踏襲しているところが多く、新しい見解はあまりない。また、前述した各国に遍在する資料の活用や、満洲語、モンゴル語資料の読解なども十分になされていない。

最近では、韓氏が主に依拠した柳在城氏の研究¹を再検討する方向で研究が進められつつあり、また満洲語史料をはじめとして明側、清側史料の検討も行われている²。今後も、こうした動向のなかから新たな理解が生まれることと思われる。しかしながら、現状はまだ過渡的な段階であり、旧来の理解、つまり朝鮮と清の関係を冊封関係としてのみ捉え、その枠組みに基づいて「胡乱」を解釈しようとする理解も依然として存在する³。

ここでは、最初に挙げた二つの問題のうち、関連資料の遍在という問題しか扱うことができないが、現在の「胡乱」研究における課題の一端を示せればと思う。なお、引用文中の()内は引用者による注記、[]内は引用者による挿入である。

¹ 柳在城『丙子胡乱史』(国防部戦史編纂委員会、1986年)。

² 丘凡真、李在璟「丙子胡乱 当時 清軍の構成と規模」(『韓国文化』72、2015年12月)、張禎洙「丙子胡乱時 朝鮮 勤王軍の 南漢山城 集結 試図と 活動」(『韓国史研究』173、2016年6月)、李在璟「丙子胡乱 以後 朝明 秘密接触の 展開」(『軍史』103、2017年6月)など。

³ 例えば洪性鳩氏は、日中韓における近年の研究動向を手際よくまとめているにもかかわらず、「朝鮮は、1637年以後、少なくとも形式的には、朝貢儀礼と朝貢国としての義務に忠実でないことはなかった」と記しているところがあり、誤解を招く表現であるといえる。洪性鳩「清秩序の成立と 朝清関係の 安定化：1644～1700」(『東洋史学研究』140、2017年9月)168頁を参照。

一. 「丁卯和約」はあったのか？

韓氏は『丁卯・丙子胡乱と東アジア』第二章を「丁卯和約の亀裂と丙子胡乱の発生過程」とし、「実際に「丁卯和約」が締結されてからいくらかたないうちに両国関係は破裂音を出し始めた」と述べている⁴。そして2017年の論文では、「丁卯和約の破綻過程」として、1633年、後金に帰順していく孔有徳、耿仲明らを朝鮮兵が攻撃したことをもって、「後金が朝鮮の「本心」を確認して、丁卯和約が事実上終わった瞬間であった」と⁵より具体的に述べている。

しかし、韓氏の著作のどれをみてもこの「丁卯和約」の内容がどのようなものであったのかについては全く記されていない。この「丁卯和約」という語は恐らく柳在城氏が最初に用いたものである。柳氏は「丁卯胡乱はこの年（1627年）3月3日に成立した丁卯和約を通じてひとまず戦争状態を終息させた」と⁶、かなり明確に記しており、韓氏も同様の意味で用いていたと思われる。

ところで、このような理解は必ずしも一般的ではない。韓国では、例えば金声均氏が3月3日に、仁祖の避難先である江華島で、「江華誓約」が結ばれたが、内容に不満を持った総司令官のアミン Amin が、帰路の平壤で「平壤誓約」を結び、そのどちらも正式なものであったと理解している⁷。さらにさかのぼれば、稲葉岩吉氏が「江都誓文」と平壤での「盟誓」について述べ、平壤での「誓文の要領は、吾人知るを得ざるが、江都誓文に比して数項の加へられしものありしとも、思われざるに非ず」と両者の違いに言及している⁸。では、事態は実際にはどうであったか。

江華での盟約をホンタイジに報告するため、クルチャン Kūrcan が瀋陽へ向かった後、アミンは、「朝鮮王は誓ったのだろうが、我らはまだ誓わない。兵を還しながら俘虜を捕え略奪したい」と述べ、三日間、略奪を行いながら平壤にいたった。そして、彼らの下にあった朝鮮の降伏使節李玖、李弘望と平壤で改めて講和を天地に誓ったのである。ここで読み上げられ、焼かれた書には、①仁祖がホンタイジに送るべきものを送らない時、②後金の使者を明の使者と同等に敬わない時、③後金に悪意を抱き城郭を固め兵を整えた時、④女真が捕獲して剃頭した者が朝鮮に逃げても返さない時、⑤仁祖の、遠く隔たった明と親しくするよりは、近くの後金と親しくする、との言に背いた時には朝鮮を討つ、という内容が記されていた。これは、朝鮮から後金への礼物（①）、後金使者の受け入れ（②）、軍備の禁止（③）、逃亡捕虜の送還（④）、明との断交（⑤）を誓ったものと理解できるが、こうした内容はいずれも江華での盟約には見られないものであり、アミンの独断によるものと推測される⁹。

そして、このことは朝鮮朝廷も十分に把握し、恐らくアミン当人に対して抗議を行っている。これまで注目されてこなかったが、抗議のために作成された文書も残っている。

書簡を受け取ったところ、無事に大同江を越えたことを知り、しかも誓文を示してもらい、たいへん結構である。先日、我が国が〔江華で〕宣誓をした際、誓文を起草し、貴国との間で多くの使者をやり取りして協議して決定し、その後天に告げて誓約した。その誓文には次のようにあった。我が両国はすでに和平を結んだ。今後は両国が互いに誓いを守り、ささいなことでも争わず、無理な要求を行ってはならない。もし我が国が金国に対して復讐の機会をうかがい、講和に背いて、挙兵して侵略すれば、皇天が災いを下し、血を流

⁴ 韓明基『丁卯・丙子胡乱과 東아시아』 푸른역사, 2009年, 90頁。ほかに153頁も参照。

⁵ 韓明基『明清交替 時期 朝中關係의 推移』(『東洋史学研究』140, 2017年9月) 68頁。また66~67, 71頁も参照。

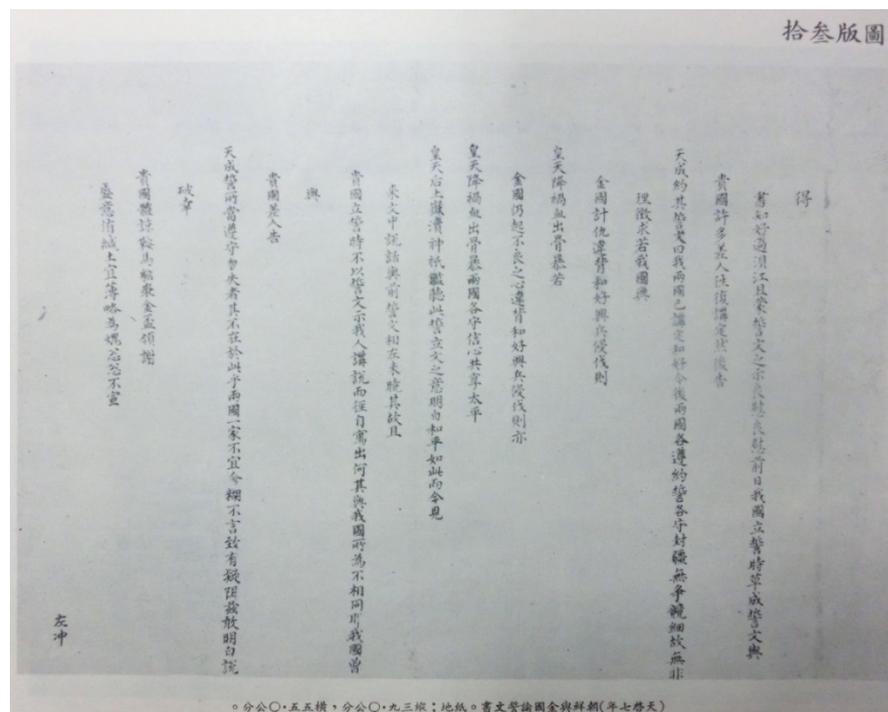
⁶ 柳在城『丙子胡乱史』113頁。

⁷ 金声均「初期의 朝清經濟關係交涉略考」(『史学研究』5, 1959年11月) 12頁、同「朝鮮中期의 對滿關係」(『白山學報』24, 1978年6月) 21~22頁など。

⁸ 稲葉岩吉『清朝全史』上(早稲田大学出版部, 1915年) 226~228頁。鴛淵一「清初に於ける清鮮關係と三田渡の碑文(下の一)」(『史林』13-3, 1928年7月) 46頁も「江都の誓文」に加えて、「尚此外に清の使者と朝鮮の宰臣との間には私誓が交換され、細目の協定が定められたやうである」としている。

⁹ 以上、拙稿「朝鮮丁卯胡乱考」(『史学雑誌』123-8, 2014年8月) 21~22頁。

し骨を曝させる。もし金国がなおも不良の心を持ち、講和に背いて、挙兵して侵略すれば、やはり皇天が災いを下し、血を流し骨を曝させる。両国はそれぞれ信の心を守り、ともに太平を享受しようではないか。天地も、山川の神も、この盟誓をみるように、と。この文の意味するところは、明白に和平である。しかし今回送られてきた書簡のなかには、先の〔江華での〕誓文と比較して、意味が分からないものがある。しかも貴国が宣誓した時、誓文を用意せず、我が人から説明を受けると、ただちにそれを書き写していた。どうして我が国が行ったことと、同じことをしないのであろうか。我が国はかつて貴国と、人を派遣して天に告げて誓った。まさに〔盟約を〕遵守して過失がないよう気を付けるべきなのは、この点にあるのではないか。両国が一家となったからには、言葉を曖昧にしたり言わなかったりして、疑惑を生むようなことをするべきではない。ここに敢えて明白に説きつくし、貴国の理解がえられれば幸いである。鞍馬・貂の毛皮・金杯〔を賜い〕、親切な心に感謝し、送り勧める産品が、粗末であることを恥じる¹⁰。



「図版参拾 朝鮮與金國論誓文書」

(李光濤編『明清檔案存真選輯』初集、中央研究院歷史語言研究所、1959年、70頁)

このうちの下線部が、江華での盟約に際して誓われた文言であることは明白であり、平壤での盟約はこれとは内容が違うとして抗議しているのである。この文書が清で保管され、資料集に採録されたことは、後金の側がこの文書を受領し、内容を把握していたことを意味している。現段階ではこれに対してアミンやホンタイジがどのような反応をしたかを示す史料の存在は知られていない。しかしながら、以後の交渉でホンタイジが江華での盟約に反発して平壤での盟約を持ち出すというようなことはなされていない。後金の側では、平壤での盟約を朝鮮朝廷に履行させようという意志はなかったものと考えられる。

¹⁰ 「得書、知好過江、且蒙誓文之示、良慰良慰。前日我國立誓時、草成誓文、與貴國許多差人往復講定、然後告天成約。其誓文曰、我兩國已講定和好。今後兩國各遵約誓、各守封疆、無爭競細故、無非理徵求。若我國與金國計仇、違背和好、興兵侵伐、則皇天降禍、血出骨暴。若金國仍起不良之心、違背和好、興兵侵伐、則亦皇天降禍、血出骨暴。兩國各守信心、共享太平。皇天后土、嶽瀆神祇、鑑聽此誓。立文之意、明白和平如此。而今見來文中說話、與前誓文相左、未曉其故。且貴國立誓時、不以誓文、示我人講說、而徑自寫出。何其與我國所為、不相同耶。我國曾與貴國、差人告天成誓。所當遵守勿失者、其不在於此乎。兩國一家、不宜含糊不言、致有疑阻。茲敢明白說破、幸貴國體諒。鞍馬貂裘金盃、領謝盛意、侑緘土宜、薄略爲媿。忿忿不宣。左冲」。

また、後金の側で、この平壤での盟約を根拠として、例えば朝鮮から後金への礼物の増額を要求したり、明と朝鮮との接触を咎めたりするということにはなかつた。それはアミンが、丁卯の乱における独断専行も理由の一つとして、1630年6月に失脚したことと関連があると思われる。

いずれにしても、江華での盟約と平壤での盟約の内容の違い、そして前者を正式なものとする認識は朝鮮においても後金においても共有されていたと思われる。そして丁卯の乱以降の朝鮮と後金の関係も、ただ後金が朝鮮に政治的圧力を強めていく過程としてのみ捉えるのではなく、この江華での盟約を基点として、どのように交渉が展開されていったのかという観点から見直される必要がある。

ここで強調しておきたいのは、丁卯の乱に際して誓われた盟約を「丁卯和約」と呼ぶべきではないということである。3月3日のものを江華盟約、3月18日のものを平壤盟約と呼び、区別する必要があるだろう。また、以後の朝鮮と後金の間の交渉は、江華盟約に基づいて行われており、平壤盟約に何か効力があつたとみることはできない。しかし、後金における意志の不統一という観点からすれば、平壤盟約にも一定の歴史的意義が認められる。こうした二様の盟約があることを考えると、両者を混同する恐れのある「丁卯和約」という呼び方を採用すべきではないし、その「亀裂」や「破綻」を云々することにも余り意味がないだろう。

二. 朴蘭英の死をめぐって

丁卯の乱の後、最初の回答官として派遣されて以降、少なくとも八回、使者として瀋陽を往来した朴蘭英は、最後の春信使朴簠に同行し、清軍にとらわれていたところ、マフタ Mafuta の怒りを買って殺害されてしまう。この過程は、韓氏によって次のように描写されている。

〔1636年〕12月16日、沈誦一行は清軍陣営に入っていった。憂慮はすぐに現実となった。沈誦は絶体絶命の時にあつて臨機応変に対応できる人物ではなかつた。彼は清軍陣営に行く前に「我は平素から言を信実にしてきたので、オランケといつて欺くことはできない」と自身の「素心」を述べたことがある。実際に馬夫大（マフタ）が王弟と大臣の真偽を問うと、怯えた沈誦は隠すことができず、自身と綾峯守がみな偽物であるという事実を白状してしまつた。綾峯守は自身が王弟であると強弁したが、沈誦の話を聞いた清軍指揮部は信じなかつた。当時、訳官（実際には武官）朴蘭英が清軍陣営に抑留されていたが、馬夫大は朴蘭英に「沈誦の話は本当か」と詰問した。朴蘭英が「綾峯守の話が正しい」と答えると、怒りがこみ上げてきた馬夫大は朴蘭英をその場で殺した¹¹。

この記述については、羅万甲『丙子録』12月16日条に従つたものと思われるが、やや異なるところがある。それは次の部分である。

虜陣へと出発すると、沈誦は言つた、我は普段から忠信であれと言つている、蛮貊といえども欺くことはできない、と。そこで馬胡（マフタ）に次のようにいつた、我は大臣ではない、臨時に格上げされたものである。綾峯君は宗室であるが、国王と血のつながつた王子ではない、と¹²。

韓氏は羅万甲が「王子」とした部分を「王弟」に変えて描写したようである。

しかし、李回宝によれば、沈誦は当初、「王子」ではなく「王弟」を人質としようとしたことをマフタから問題とされ、さらに「王子」は喪に服しているため送ることができないと説明したが聞き入れられなかつたという。

¹¹ 韓明基『歴史評説 丙子胡乱』2、平은역사、2013年、101・104頁。

¹² 「馬胡請送王子大臣。朝廷以綾峯降秩為君、刑曹判書沈誦假衛大臣、出送虜陣、則沈誦言、我本平生所言忠信、雖蛮貊不可欺。謂馬胡曰、我非大臣、乃假衛也。綾峯君宗室、非親王子也。綾峯君曰、沈誦之言非也。此實大臣、我實王子也。先是、朴簠朴蘭英征往瀋陽、中路為馬將所執、來在陣中。馬胡問蘭英曰、此言如何。答曰、綾峯君之言是也。」

羅万甲『丙子録』は完成から間もない時期の内容を反映していると考えられる韓国学中央研究院蔵書閣所蔵本を参照した。丁奎福・高憲植「〈山城日記〉의 文献学的 研究」(『教育論叢』12、高麗大学校教育大学院、1982年12月)も参照。

さらにマフタは、清と朝鮮が既に「兄弟」であるので、「王子」が喪に服していたとしても「伯叔」に会見しない道理があるだろうか、と述べたとされる¹³。

そして、石之珩は沈誦の発言について、次のように記している。

清将が沈に向かって言った、この王弟は本物か、と。沈は言った、どうして本物か偽物かを問うのか、と。清人は怒って言った、吾はもともと王弟を求めていない、必ず王子を差し出せ、そうすれば兵を引き上げる、と。沈が帰ってこのことを告げると、備辺司では沈の対応の失敗が非難された。沈は言った、言は忠信、行は篤敬、〔これは〕蛮貊の邦といえども変わることはない、吾の対応は正しかった、と¹⁴。

現段階では、この石之珩の記述が、錯綜する諸情報を最も整合的に説明してくれているものであるといえる。つまり、マフタは、沈誦らが連れて来たのが王子ではなく王弟であったことを第一の問題とし、王弟の真偽については副次的な問題と認識していたのである。李僞が本物の王弟でないことは、マフタも当然、知っていたものと思われる。また、韓氏が「オランケといって欺くことはできない」と解釈した、沈誦の「蛮貊」にまつわる発言は、「清軍陣営に行く前」ではなく、後であったと考えるのが妥当である。

とすれば、羅万甲がなぜ李僞のことを偽物の「王子」と記したのかという疑問が生じる。正確なところは不明だが、結局、朝鮮朝廷は王子を差し出すことはせず、この時の交渉は決裂した、そうした結果を知っている羅万甲が、細かな経緯を省略してしまったのではないと思われる。

その上で、改めて朴蘭英が殺害された時期について検討してみよう。羅万甲『丙子録』の該当箇所には、

その後マフタは、欺かれたことを知り、蘭英の売言をもってこれを斬首した¹⁵。

とある。「その後」とあるからには、その場で、即座に斬首されたわけではないと思われる。これに対して、鄭之虎は次のように記す。

虜はどうとう蘭英を殺し、そして言った、世子を差し出せ、そうしてはじめて和平について議論することができる、と¹⁶。

また、金尚憲になると、

虜酋は怒り、すぐに蘭英と人質を殺した¹⁷。

と、加害者をホンタイジとし、その場で朴蘭英と李僞を殺害したとしている。これは彼の『南漢紀略』の12月21日条に記され、南漢山の「城が初めて囲まれた」¹⁸時のこととして回想されているが、そうした形式面も含めて、実態を十分に伝えたものとは思われない。このように史料によって朴蘭英の死亡の事情に関する記述が錯綜しているためだろうか、『仁祖実録』では「虜が大いに怒り、とうとう蘭英を殺してしまった」¹⁹と曖昧な記述になっている。

南原にあって戦況を注視していた趙慶男は、ホンタイジが実際に昭顕世子、鳳林大君らに会い、朴蘭英の証言が虚偽であると確信した上で朴蘭英を殺害したとして、殺害日を仁祖15年(1637)年正月30日とみている²⁰。そうした解釈をせざるをえないほど、様々な情報が飛び交っていたとみるべきだろう。

¹³ 以上、李回室『石屏先生文集』(『影印標点韓国文集叢刊』続25)巻五「丙子南漢日記」12月16日条「賊問曰、此王子、果真王子耶。沈答曰、真假何須問。只要在結好而已。此則乃王弟也。胡曰、我本意求王子也。沈曰、我則聞求王子、故如是耳。且聞来得王子弟云。我国不分弟与子、而同称子弟。故以王弟来耳。胡曰、必得王子、然後可還。沈曰、王子時未闕服(時中殿寶天)、不可遠行。且我国礼法、子若居喪、則自称罪人、仰不見天見人。何心何顔、出見乎。賊曰、我与爾国、既為兄弟。王子雖居喪、豈無出見伯叔之理乎。」

¹⁴ 石之珩『南漢解圍録』(ソウル大学校奎章閣所蔵)丙子12月16日条「清将向沈曰、此真箇王弟否。沈曰、安問其真假為。清人怒曰、吾元来不求王弟。必王子而後可。沈歸告其說。廟堂責沈失对。沈曰、言忠信行篤敬、雖蛮貊之邦行矣。吾以是耳。」

¹⁵ 「其後馬胡、知其為見欺、以蘭英売言斬之。」

¹⁶ 鄭之虎『霧隱先生文集』(韓國学中央研究院蔵書閣所蔵)巻五、雜著下、「南漢日記」丙子12月16日丙戌条「虜遂殺蘭英、因言曰、出送世子、然後方可議和云。」

¹⁷ 金尚憲『南漢紀略』丙子12月21日条「虜酋怒、即殺蘭英及質子。金尚憲(原著)申海鎮(訳注)『南漢紀略』(博而精、2012年)がある。

¹⁸ 「城之初受圍也。」

¹⁹ 『仁祖実録』14年12月丙戌(16日)条。

²⁰ 趙慶男『統雄録』四、丁丑春正月30日条「從汗分付、上只与隣平率清衛還宮。留置世子及嬪鳳林与夫人于清陣。汗前問沈緝大臣真假於朴蘭英、英以真对。至是知其假、以為欺罔。出蘭英斬之。」

いずれにしても、「馬夫大は朴蘭英をその場で殺した」という韓氏の記述は、事実ではない可能性が極めて高い。

実のところ、韓氏のように朝鮮朝廷が偽物の王子を差し出し、生真面目な沈誨の応対でその虚偽が発覚して朴蘭英が殺された、という解釈は分かりやすい。しかし、事態はそれほど劇的ではなかったように思われる。マフタが問題としていたのは、沈誨が連れて来たのが王子ではなく王弟であったということであり、沈誨と李僞はひとまず帰され、朴蘭英もその場では殺されなかったのである。

韓氏の記述は、朝鮮朝廷が明との事大関係に固執し、清の侵略を朝鮮がみずから招いた、とする旧来のイメージを喚起させるものとなっている。そこでは、朝鮮朝廷の対応の異常性が強調され、また、清側の内部事情などについては触れるところが非常に少ない。

この場面で、朴蘭英がその場で殺されれば、朝鮮の悲劇性はより明瞭となる、そう考えて韓氏がこのように記述したとしか思えない部分がある。そしてそのような理解が、羅万甲や金尚憲らによって丙子の乱の直後からつくられていたということも、ここまでの分析からある程度はうかがえるように思う。

しかし、仁祖とともに南漢山城に入ったほかの臣下の記録からは、人質として王子を差し出すのか王弟を差し出すのかといった形式的な側面が問題となっていたことがうかがえる。また、思う通りの交渉を展開できなかった沈誨は、南漢山城に帰還した後、朝廷内で対応のまずさを追及されている。とすれば、朝鮮朝廷の対応は異常ではなく、むしろ問題解決のための外交交渉に真摯に取り組もうとしていたとみるべきではないだろうか。朴蘭英の死をめぐる韓氏の解釈は、そうした研究の方向性をあらかじめ封じてしまうものであるように思われる。

結局、朴蘭英はいつ殺されたのか。趙性教（1818～1876）による諡状には次のようにある。

沈誨と宗室（李僞）がともにやって来た。敵はこれを捕えて言った、汝は果たして大臣か、彼は果たして親王子か、と。誨は言った、我は仮の大臣、彼は仮の王子である、と。敵は大いに怒り、公（朴蘭英）に自分を欺いたと言って、刀を抜いてにらみつけたが、公は顔色一つ変えなかった。敵はすぐに〔沈誨と李僞らを〕帰らせた。〔中略〕敵は進軍して南漢山城に迫った。公を軍前に引きずり出し、自分を欺いた十の罪を数え上げた。公は揚々と大いに罵って言った、爾の父は生前、〔朝鮮と〕隣交を定めたのに、死んだらこれに背いた。不孝というべきである。丁卯〔年〕に和平を約束した時、天を指して誓いとした。理由もなく天に違えば、これは不義不孝である。不義であれば天は必ず爾に災いをください、と。諸胡はその忠を惜しみ、これを許そうと公にいった、生きなければそのままにしている、死にたければ立て、と。公はすぐに起立した。配下の訳官は泣いて言った、もし一言して自ら弁解すれば、死なずに済む、と。公は憤然としていった、主君が辱められれば臣は死ぬのを職とするのみである。なぜ生きようとしなければならないのか、と。南漢山城の方を向いて四拝し、とうとう殺されてしまった。十二月二十九日のことであった。享年六十二²¹。

趙性教は沈誨と李僞のくだりについては羅万甲の記述に従ったようである。「敵」に対して「爾の父が」としてあることを考えると、この「父」はヌルハチ、「敵」はホンタイジを指すと思われる。その父に背き、また丁卯の乱に際しての盟約にも背いたのであるから不義であり不孝である、とはかなり脚色された表現のように思われるが、1619年のサルフの戦いで捕虜となって以来、後金との関係構築に腐心した朴蘭英であれば、ホンタイジに直接、二度目の侵略を抗議した、というのはありそうなことである。ホンタイジの漢城への入城は遅くとも12月29日と考えられ²²、また南漢山城の方角を向いて四拝したというから、まだ南漢山城には到達していなかった。マフタは、漢城の郊外でホンタイジの到着を待ち、その判断を仰いだ上で、斬首を実行した。その日は12月29

²¹ 『高靈朴氏世譜』（国立中央図書館所蔵、高靈朴氏譜所、1918年）巻首「贈大匡輔国崇祿大夫議政府領議政兼領筵弘文館春秋館觀象監事行資憲大夫知中枢府事公贈忠肅公諡状」 「沈誨と宗室僞至。敵執之曰、汝果大臣、彼果親王子乎。誨曰、我乃仮大臣、彼乃仮王子。敵大怒、謂公欺己、露刃視之、公顔不變。敵即還。〔中略〕敵乃進迫南漢。曳公出軍前、數以欺己十罪。公揚揚大罵曰、爾父在時、定爲隣交、死則背之。可謂不孝。丁卯約和時、指天爲誓。無故違天、是爲不義不孝。不義天必殃爾。諸胡惜其忠、欲貸之謂公曰、欲生在、欲死。公即起立。票下訳官泣謂曰、若一言自解、可不死矣。公忿然曰、主辱臣死職耳。何生之可図。向南漢四拝、遂遇害。即十二月二十九日也。享寿六十二」。

²² 拙稿「丙子の乱と朝清関係の成立」（『朝鮮史研究会論文集』55、2017年10月）58頁。

日、手を下したのも、やはりマフタであったと思われる。

諡状の末尾には「資憲大夫議政府右参贊趙性教撰」とある。趙性教が右参贊であったのは、1871～1872年であるから、撰述もその頃であると思われる。その点も含めて、記述の信憑性に疑念が全くないわけではないが、「族譜」に掲載されているこの記述にしばらくは従っておきたい。

おわりに

ここまで、具体的に二つの問題を取り上げて「胡乱」研究の注意点について概観してみた。

まず、丁卯の乱の際の「丁卯和約」の存否問題について検討した。丁卯の乱に際しては二つの異なる盟約が結ばれており、それらは場所も、主体も、内容も異なっている。二つの盟約の捉え方には諸説があり、それらを混同する恐れのある「丁卯和約」という名称は用いるべきではないだろう。また、なぜ二つの盟約が結ばれたのかという点は清の政治体制と深く関わる問題であり、柳在城氏や韓明基氏のように全く捨象してしまうことはできない。これはまた両氏の研究が、依然として「韓国史」の枠内にあることを意味している。

次に、朝清交渉に重要な役割を果たした朴蘭英の死をめぐる問題について検討した。彼の死は、丙子の乱における朝鮮側の交渉担当者の失態によるところが大きい。そのため、過度に悲劇的に描かれ、またそれによって侵略を受けた朝鮮王朝という国そのものの悲劇性も強調されてきた。しかしそのような見方は、清の動向やそれに対する朝鮮の対応という「胡乱」の実態解明への関心をあらかじめ封じてしまうものといえる。韓氏が朴蘭英を終始「訳官」と誤認していたことは、そうした実態への関心の低さを象徴している。

検討した二つの問題には、関連する諸資料の調査不足、実態に即して歴史像を描きなおそうとする姿勢の乏しさが共通している。明、清、朝鮮の諸資料を精査し、当時の国際情勢がどうであり、朝鮮がそこにどう対応したのか、その過程を明らかにすることが、今後の「胡乱」研究には求められている。